



**ビルオーナー様、
消防用設備等点検していますか？**

消防法第17条に基づき消防用設備等を設置する事が義務付けられている

防火対象物の関係者(所有者・管理者・占有者)は
消防用設備等を定期点検し結果を消防署に
報告する義務があります。

消防用設備等の種類(一部抜粋)



**消火設備
消火器・スプリンクラー設備等**

警報設備

自動火災警報設備・非常警報設備等



**消火活動上必要な設備
連結送水管等**

点検内容及び期間

機器点検(半年に1回以上) 設備の適正な配置・損傷等の有無の確認
総合点検(1年に1回以上) 設備の総合的な機能を点検基準に基づく
点検となります。

点検方法・点検までの流れ・消防署への提出・御見積り
お気軽に御相談下さい。